

日本消化器病学会入休会・脱退規程

【抜粋】

第4条 休会について

定款細則第35条6に定める会員の休会について以下定める

1. 本学会の会員で、海外留学、長期病氣療養等の理由により本学会の会員としての活動ができない場合は、休会することができる。
2. 休会申請は、翌事業年度から有効とする。
3. 休会期間中は会員としての身分は保留のまま、本学会会員としての次の各号に掲げる権利の行使はできない。
 - 1) 機関誌の配信及び送本
 - 2) 会員履歴年数への算入
 - 3) 専門医及び指導医申請資格に必要な期間計算への算入
 - 4) 専門医更新申請その他消化器病専門医としての一切の活動
 - 5) 各評議員資格申請に必要な期間計算への算入
 - 6) 論文発表、演題発表、学術集会参加等の業績認定

第5条 休会しようとする会員は、休会届に必要な事項を記載の上、本学会事務局に提出しなければならない。

第6条 休会の期間は原則として1事業年度もしくは2事業年度とする。(本学会事業年度：1月1日～12月31日)ただし、当初申請された期間よりも休会期間を延長せざるを得ない場合には、その理由を明記の上、再度の申請により1回につき最長2事業年度延長することができる。

第7条 休会期間を終了したときは、復会届に必要な事項を記載の上、すみやかに本学会事務局に提出しなければならない。復会届を提出する会員は、復会年度の会費納入確認、および復会届の本学会事務局への到着をもって復会となる。

第8条 休会期間終了後に延長又は復会手続きがない場合は休会期間終了後2事業年度経過した年度末で除名となる。

附 則 この規程は、令和3年1月1日より施行する。